



市の人事行政の運営状況をお知らせします



図 人事課 ☎ 22-9605 FAX 22-9742

人事行政の運営における公平性・透明性を高めるため、「伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の任免や給与などの状況をお知らせします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

職員給与の状況（令和8年4月1日現在）

◎平均給料月額、平均年齢の状況

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	353,200 円	455,000 円	45.6 歳
技能労務職	293,789 円	356,408 円	52.8 歳

※給与は、給料と、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当を含んだもの

◎初任給の状況

区 分	給料月額
一般行政職	大学卒 232,000 円
	高校卒 200,300 円

◎経歴年数別、学歴別平均給料月額の状況

区 分	経歴年数 10 年	経歴年数 15 年	経歴年数 20 年
一般行政職	大学卒 289,416 円	316,492 円	367,747 円
	高校卒 264,800 円	291,622 円	348,125 円

職員数の状況

◎部門別の職員数（各年4月1日現在の常勤職員 単位：人）

区 分	職員数 (R7)	職員数 (R8)	増減
一般行政部門	議 会	7	7
	総務・企画	183	193
	税 務	36	35
	労 働	0	0
	農林水産	32	32
	商 工	16	17
	土 木	58	59
	民 生	225	226
	衛 生	60	57
	小 計	617	626
特別行政部門	教 育	84	79
	消 防	177	179
	小 計	261	258
公営企業等 会計部門	病 院	283	284
	水 道	27	27
	下水道	13	13
	その他	30	29
	小 計	353	353
合 計	1,231	1,237	6

◎退職者数（令和7年度 単位：人）

定年退職	0	※再任用職員を除く。
勸奨退職	1	※当該年度は定年引上げ制度
普通退職等	53	に伴う経過措置期間中のため、定年退職はありません。
合 計	54	

特別職の給料など（令和8年4月1日現在）

区 分	給料（報酬）月額	期末手当
市 長	924,000 円	期末手当 3.6 月分
副市長	716,000 円	
上下水道事業 管理者	570,000 円	
教育長	620,000 円	期末手当 4.0 月分
議 長	530,000 円	期末手当 3.3 月分
副議長	467,000 円	
議 員	423,000 円	

※期末手当基礎額の報酬月額は、20%の加算措置があります。

◎新規採用者数

（令和7年4月2日～令和8年4月1日 単位：人）

採用区分	職 種	採用者数	うち女性
競争試験	事務職	19	13
	土木技術職	2	1
	上下水道事業技術職	1	0
	保育士	5	5
	消防職	4	0
	消防職(救急救命士)	1	0
	小 計	32	19
選 考	医師	8	1
	医師（任期付）	1	0
	管理栄養士	1	1
	作業療法士	1	1
	看護師	9	8
	看護師（任期付）	1	1
	介護福祉士	2	1
	社会福祉士	1	1
	事務職（市民病院）	1	0
	事務職（任期付）	7	6
	司書（任期付）	1	1
	保育士（任期付）	1	1
	小 計	34	22
合 計		66	41

※女性活躍推進法の趣旨に基づき、女性の人数を掲載しています。



大切な水資源を守るために 大山田産廃処分場の設置を禁止しました



図 水道施設課 ☎ 24-3980 FAX 24-0006

現在、服部川上流部に位置する伊賀市下阿波地区に、大阪府の事業者による産業廃棄物最終処分場の建設が計画されています。計画では、廃プラスチック類などを埋め立てる「安定型処分場」で、埋立容量は約 25 万 1,000 立方メートルとされています。

この問題は、特定地域の問題ではなく、将来の伊賀市の自然・環境に大きく関わる全市民共通の課題です。

市では、専門的な知見や多様な意見を求めるため、令和6年10月に第三者委員会である「伊賀市水道水源保護審議会」に諮問を行いました。



伊賀市水道水源保護審議会とは

水源の水質保全の観点から、専門的・多角的に審議を行う、学識経験者や地域代表者など 11 人の委員で構成する第三者委員会のことです。審議会は、諮問を受けた課題について議論を行い、最終的な意見を答申として市長に提出します。

審議会から答申を受け取りました

審議会では、令和6年10月から令和8年5月にかけて、計 8 回の協議を行い、令和8年7月28日に市長に答申書を提出しました。



答申の内容

【結 論】

伊賀市水道水源保護条例に基づく「規制対象事業場」に認定すべき

※市長は、水道水源に影響を及ぼすおそれのある施設であると判断した場合、水道水源保護審議会の意見を聴取した上で、「規制対象事業場」に認定することができます。認定された施設の建設工事は禁止されます。違反した場合は罰則の対象となります。

【主な指摘事項】

①水源への影響リスクを十分に排除できない。
②事業者の住民対話の機会が十分でなく、安心につながる前提が整っていない。

【市の判断】 上記の答申を受け、市民の生命・健康を守る「安全な水の安定供給」という公益は最優先であるとの考えのもと、「規制対象事業場」に認定し設置を禁止しました。

貴重な水源と市民のいのちと健康を守るために全力で行動します！



住民説明会で市の方針を伝える市長（8月26日大山田福祉センターで）

市民の皆さんへ

8月26日、大山田地域（下阿波）での産業廃棄物最終処分場の計画につきまして、伊賀市水道水源保護条例に基づき、設置を禁止する「規制対象事業場」に認定するという重大な判断を下しました。

この決断に至るまでには、令和6年10月以降、専門的な立場から慎重な検討を重ねてくださった伊賀市水道水源保護審議会より、今年7月に最終答申をいただきました。そこでは、服部川上流部の貴重な水道水源が「汚濁するおそれ」が否定できないとして、「規制対象事業場とすべき」との明確な結論が示されました。

さらに、大山田地域や服部川流域にお住まいの皆さん、そして「伊賀米ブランド」を守り育ててくださる農業者の皆さんをはじめ、6,927 筆にのぼる切実な反対署名が提出されました。私は、この市民一人ひとりの皆さんからの熱い思いを、重く、深く受け止めました。

水道水源保護条例の権限を持つ伊賀市長として、かけがえのない私たちの水と命を守り抜き、この誇りある地域を未来へ引き継いでいくこと。これこそが、いま果たすべき最も重要な責務であると確信しています。

これから先、さまざまな困難が立ちはだかるかもしれません。しかし、「すべての人と地域が輝く伊賀市」の未来のため、そして何より大切な市民の皆さんのいのちと暮らしを守るため、私は市民の皆さんとともに、いかなる困難も乗り越えていく覚悟です。

伊賀市長 稲森 稔尚